

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成29年3月10日付けであいち電子調達システムにより公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書です。

この入札を次のとおり実施する。

1 一般競争入札に付する事項等

(1) 調達案件の名称及び数量

あいち小児保健医療総合センター院内保育所運營業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

別紙契約書及び仕様書のとおりとします。

(3) 履行期間

平成29年6月1日から平成32年5月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

あいち小児保健医療総合センター

大府市森岡町七丁目 426 番地

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムによりがたい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領（平成21年4月1日施行）によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)

アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

- (3) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(平成28年4月～平成30年3月)「03. 役務提供等」のうち、「16. その他の業務委託等」中「99. その他」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 病院内保育所の良い運営実績が1年以上あり、かつ、病院内保育所の24時間保育又は夜間保育の良い運営実績が1年以上あり、現在も継続していること。

3 現地見学の実施

必要に応じて次のとおり現地見学会を実施します。

(1) 参加申込

ア 提出書類

現地見学参加申込書(別紙)

イ 提出期限

平成29年3月15日(水)午後5時まで

ウ 申し込み方法

FAXで「提出場所」へ送信するとともに、確認のため電話連絡をお願いします。

また、事前申し込みのない場合は、現地見学への参加は出来ません。

(2) 見学日時等

ア 日時

平成29年3月17日(金)のセンターが指定する時間

イ 集合場所

あいち小児保健医療総合センター3階事務部

ウ 見学場所

あいち小児保健医療総合センター院内保育所

エ 参加人員

1事業者につき2名までの参加とします。

なお、参加者は、必ずセンター職員の指示に従ってください。また、カメラ等での撮影は禁止します。

4 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、2の資格を有することを証明する書類(以下「証明書類」という。)は持参又は郵送により提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができるものと認められた者に限り、落札の対象とします。

(1) 提出期間

平成29年3月10日(金)午前9時から平成29年3月17日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ
大府市森岡町七丁目426番地（郵便番号474-8710）
電 話 0562-43-0500（代表）
F A X 0562-43-0502

5 入札書について

(1) 入札書の提出期間

平成29年3月28日（火）午前9時から平成29年3月29日（水）午後5時まで
電子入札システムの稼動時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の午前8時から午後8時までです。

また、別紙入札内訳書を作成し、電子入札システムにより入札書に添付して提出してください。

(2) 開札の日時及び場所

平成29年3月30日（木）午前11時
あいち小児保健医療総合センター事務部会計グループ

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときに、電子入札システムにより再度入札を行いますので、下記のとおり入札書を提出してください。この場合、再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札書が無効となった者以外のものとします。

(4) 再度入札の受付期間（1回目）

平成29年3月30日（木）午後1時から午後3時まで

(5) 再度入札の開札予定日時（1回目）

平成29年3月30日（木）午後4時30分

(6) 再度入札の受付期間（2回目）

平成29年3月31日（金）午前10時から正午まで

(7) 再度入札の開札予定日時（2回目）

平成29年3月31日（金）午後2時

(8) 入札不調

入札不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により通知するものとします。

なお、最低の価格をもって申し込みをした者を随意契約の相手方とし協議を行う場合があります。

(9) 問合せ先

前記4（2）に同じ。

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条（入札の無効）の規定に該当する入札及びI Cカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、調達案件ごとに、2(5)の資格を有することを証明する書類（以下「証明書類」という。）を平成29年3月17日（金）午後4時までの間にシステムにより提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成29年3月17日（金）午後5時までに電子入札システムにより行うこと。質問及び回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、質問締め切り後、電子入札システムにより全員に対して通知します。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、当該最低価格をもって有効な入札を行なった者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

ウ 開札の結果、落札とならなかった場合は、再度入札を行います。なお、再度入札回数は2回を限度とします。

(8) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

(9) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

(10) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察への被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(11) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

(12) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規程第115条（契約保証金）の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結期日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規程第116条（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(13) その他

ア 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方の負担とします。

イ この入札説明書において、特別の定めのない事項については、「入札心得」、その他関係法令の規定によること。